



2020年2月12日

各 位

会 社 名 カンロ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 三須 和泰
 (コード：2216、東証第二部)
 問合せ先 取締役常務執行役員 CFO
 財務・経理本部長 阿部 一博
 (TEL 03-3370-8811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の第70期定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2014年に執行役員制度を導入して以降、同制度の定着が進んだことから、実態に即した内容とする為、定款変更案の通り、現行定款第22条第2項を削除するとともに、関連する第14条、第24条および第32条第2項の文言を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役 社長執行役員</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役 社長執行役員</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役 社長執行役員</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役 社長執行役員</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(執行役員)</p> <p>第 32 条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</p> <p>② 取締役会の決議によって執行役員の中から<u>社長およびその他の役付執行役員</u>を選定する。</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第 32 条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</p> <p>② 取締役会の決議によって執行役員の中から<u>社長執行役員</u>その他の役付執行役員を選定する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年3月27日(金)
定款変更の効力発生日 2020年3月27日(金)

以 上